

第 4 6 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条に次の 4 項を加える。

- 3 法第 2 3 条第 1 項第 1 5 号に規定する特定配当等（以下本項及び次項並びに第 2 0 条の 2 において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 2 3 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 4 条第 1 項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 5 法第 2 3 条第 1 項第 1 6 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第 2 0 条の 2 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 2 3 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提

出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第20条の次に次の1条を加える。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額)を、第18条、第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該控除しきれなかつた金額は、令第48条の9の3に定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該者の未納に係る徴収金に充当する。

第23条第1項中「令第48条の9の3」を「令第48条の9の7」に、「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第43条第1項から第3項までを次のように改める。

軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以

下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

第45条第8項中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第46条第2項中「納期限前7日までに」の次に「、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次の8号を加える。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途

(7) 形状

(8) 車両番号又は標識番号

第 4 6 条の 2 第 3 項中「第 4 3 条第 3 項」を「前条第 2 項」に改め、
「及び当該軽自動車等の種別」を削る。

第 5 0 条中「 2 , 4 3 4 円」を「 2 , 7 4 3 円」に改める。

付則第 2 条の 2 の 2 第 2 項中「法附則第 3 条の 3 第 4 項」を「法附則
第 3 条の 3 第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第 2 0 条の 2 第 1 項の規定の
適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに付則第 2 条
の 2 の 2 第 2 項」とする。

付則第 3 条の 3 中「法附則第 5 条第 2 項」を「法附則第 5 条第 3 項」
に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 0 条の 2 第 1 項の規定の
適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに付則第 3 条
の 3 第 1 項」とする。

付則第 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例)

第 3 条の 4 平成 1 7 年度から平成 2 0 年度までの各年度分の区民税に
係る第 2 0 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「 1 0 0 分
の 6 8 」とあるのは「 3 分の 2 」とする。

付則第 4 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 2 号中「前条」を「付則
第 3 条の 3 」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第 2 0 条の 2 第 1 項の規定の
適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに付則第 4 条
第 2 項」とする。

付則第 6 条の 2 第 1 項中「平成 1 1 年 5 月 1 日」を「平成 1 5 年 7 月
1 日」に、「 2 , 6 6 8 円」を「 2 , 9 7 7 円」に改め、同条第 2 項中
「平成 1 1 年 5 月 1 日」を「平成 1 5 年 7 月 1 日」に、「 1 , 2 6 6 円」
を「 1 , 4 1 2 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における第 5 1 条の 3 第 1 項から第 4

項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

付則第9条第3項第2号中「第20条」の次に「、第20条の2第1項」を加え、「付則第3条の3」を「付則第3条の3第1項」に、「所得割の額」を「場合の所得割の額」に改める。

付則第10条第4項第2号中「第20条」の次に「、第20条の2第1項」を加え、「付則第3条の3」を「付則第3条の3第1項」に、「所得割の額」を「場合の所得割の額」に改める。

付則第13条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

4 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

付則第13条第5項第2号中「第20条」の次に「、第20条の2第1項」を加え、「付則第3条の3」を「付則第3条の3第1項」に、「所得割の額」を「場合の所得割の額」に改め、「区民税の所得割の額」との次に「、第20条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「

付則第 13 条第 4 項」と」を加える。

付則第 13 条の 4 を次のように改める。

第 13 条の 4 削除

付則第 14 条第 7 項中「証券取引法」の次に「（昭和 23 年法律第 25 号）」を加える。

付則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 20 条」の次に「、第 20 条の 2 第 1 項」を加え、「付則第 3 条の 3」を「付則第 3 条の 3 第 1 項」に、「所得割の額」を「場合の所得割の額」に改める。

付則第 15 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合における第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに付則第 15 条第 4 項」とする。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） 第 15 条に 4 項を加える改正規定、第 20 条の次に 1 条を加える改正規定、第 23 条第 1 項、付則第 2 条の 2 の 2 及び第 3 条の 3 の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定、付則第 4 条、第 9 条第 3 項第 2 号、第 10 条第 4 項第 2 号、第 13 条、第 13 条の 4、第 14 条第 7 項及び第 14 条の 2 第 2 項第 2 号の改正規定、第 15 条第 4 項に後段を加える改正規定並びに次条第 2 項から第 7 項までの規定 平成 16 年 1 月 1 日

（ 2 ） 第 43 条第 1 項から第 3 項までの改正規定、第 45 条第 8 項及び第 46 条第 2 項の改正規定、同項に 8 号を加える改正規定並びに第 46 条の 2 第 3 項の改正規定 平成 16 年 4 月 1 日

（区民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成 15 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 14 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第13条(第3項及び第4項を除く。)及び第14条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の区民税について適用し、平成15年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第13条(第3項及び第4項を除く。)及び第14条の2の規定の適用については、平成16年度分の区民税に限り、新条例付則第13条第5項第2号中「第20条、第20条の2第1項」とあるのは「第20条」と、「と、第20条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「付則第13条第4項」とする」とあるのは「とする」と、新条例付則第14条の2第2項第2号中「第20条、第20条の2第1項」とあるのは「第20条」とする。
- 4 新条例第15条及び第20条の2並びに付則第2条の2の2第3項、第3条の3第2項並びに第13条第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の区民税について適用する。
- 5 新条例付則第4条、第9条、第10条及び第15条第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の区民税について適用し、平成16年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 6 この条例による改正前の足立区特別区税条例(以下「旧条例」という。)付則第13条第3項及び第4項の規定は、平成15年度分までの区民税については、なおその効力を有する。
- 7 旧条例付則第13条の4の規定は、平成16年度分までの区民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「法附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、同条第1号中「第317条の6第1項」とあるのは「法第317条の6第1項」と、「附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、「法附則第35条の2の4第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第3

5条の2の4第2項」と、「租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とする。

- 8 平成15年4月1日から平成15年12月31日までの間における旧条例付則第13条第3項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法第37条の10第2項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第2項」とする。

（たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成15年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第47条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者にたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に

応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき309円

(2) 新条例付則第6条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき146円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第66号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に区長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

5 第2項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第8条、第49条第2項、第51条の3第4項及び第5項並びに第52条の規定を適用する。この場合において、新条例第49条第2項中「前項」とあるのは「足立区特別区税条例の一部を改正する条例(平成15年足立区条例第 号。第51条の3第5項において「平成15年改正条例」という。)付則第3条第2項」と、新条例第51条の3第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第66号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成15年改正条例付則第3条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第51条の4の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、

又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例付則第6条の2第3項の規定により読み替えて適用される新条例第51条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税率を引き上げるとともに、所得割の課税標準から特定配当等を除外する必要があるため、この条例案を提出いたします。